

第1章

家族間事業承継における法制度上の視点

大石賀美

要約：

日本において中小企業の事業承継を促進するために特例を設定した経営承継円滑化法では、後継者である相続人への承継の阻害要因として挙げられる、遺留分、相続財産における贈与の取り扱い、相続税・贈与税を含む財政的負担への対応がなされている。従来、日本では、会社の所有及び経営の支配の維持するために既存の法制度の中で認められる会社組織の選択や種類株式の活用が図られてきた。家族間事業承継を図る上で、日本で着目されるこれらの法制上の視点について確認し、一部の中東諸国の制定法での同種の規定を概観する。

キーワード：

相続、贈与、遺留分、非公開会社、種類株式

はじめに

日本では、少子高齢化が進むとともに経済を下支える中小企業・小規模事業者の後継者不足の問題が顕在化し、廃業の増加に伴う雇用や国内生産減少を阻止するため、事業の円滑な承継が社会の急務となっている。これに対する政府の施策として、2008年に中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。略称「経営承継円滑化法」）が施行された。これは、特例を設けることによって、事業承継を促進させようとするものであるが、逆の視点からみると、中小企業の事業承継を妨げる要因が既存の制度には内在していたことを意味する。経営承継円滑化法の対象となる中小企業者は、業種によって資本金または出資金の総額と常時使用する従業員数の上限が定められていて、

家族経営かどうかで判断されるものではなく、承継者も現経営者の親族であることを前提としていない。しかし、国税庁の平成 28（2016）年度会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」第 11 表その 1 の統計資料によると、資本金 1 億未満の単体法人において同族会社の占める法人数の割合は 96.66%である。同族会社とは、必ずしも親族によって支配されていることを意味しない¹が、議決権や出資の過半数が、特殊関係にある者で占められていて、株主等の配偶者、六親等以内の血族、三親等以内の姻族が特殊な関係にある者の筆頭に挙げられていることに鑑みれば、同族会社の多くが親族によって支配されている会社と捉えることができる。また、2017 年度中小企業白書によると、後継者が決まっているまたは後継者候補があるとする中規模法人の 66.6%、小規模法人の 90.3%、個人事業者の 95.1%が親族を後継者としている。これらから、日本の中小企業の多くが親族によって支配され、その過半が親族によって承継されている状況を伺うことができ、経営承継円滑化法は、このような親族間の承継に対しても対応するものである。

中東のファミリービジネスが、日本のような中小企業を中心とするものなのか、いわゆる創業家が経営や株式を掌握する大企業に発展しているのかについては、他の研究者の調査によるべきところであるが、ファミリービジネスをある起業者が創設した事業を起業者の親類が後継者として経営または所有を維持する形態と想定すると、ファミリービジネスがファミリービジネスであり続けるためには、経営または所有が起業者の親類に受け継がれていく必要がある。

日本と同様、中東諸国も法治国家である以上、相続や企業活動を律するために各種の法律が整備されている。起業者は、当然、これらの法制度の枠内で、親族を後継者として事業を承継させていかなければならない。日本で経営承継円滑化法によって特例が設けられる必要に迫られた既存の制度上の承継を困難とする要因が、中東諸国においても同様に存在するのかを確認することは、中東諸国でのファミリービジネスの承継を法制度面から検討する端緒となると考えられる。

そこで、本稿では、第 1 節で事業承継を阻害する制度面について日本の経営承継円滑化法を中心に着目すべき点を論じ、第 2 節では中東諸国で支配的宗教であるシャリーア（イスラーム法）での相続の規律に着目して、現在の制定法での規定を概観し、第 3 節ではアラブ首長国会社法を例にとって会社法上の経営と所有に関する規定を確認し、今後の中東

¹同族会社とは、「会社の株主等（その会社が自己の株式（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 3 条第 14 項（定義）に規定する投資口を含む。以下同じ。）または出資をする場合のその会社を除く。）の 3 人以下並びにこれらと政令で定める特殊関係にある個人及び法人がその会社の発行済株式または出資（その会社が有する自己の株式または出資を除く。）総数または総額の 100 分の 50 を超える数または金額の株式または出資の金額を有する場合におけるその会社」と定義され（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 10 号）、政令で定める特殊関係は、親族関係に限定されるものではない。

諸国横断的な検討において着目すべき点を考察する。

なお、ファミリービジネスが行われる事業形態には、小規模な個人事業から上場株式会社に至るまで様々なものがありうるが、本稿では、日本において最も一般的な会社形態である株式会社を取り上げて、比較することとする。

1. 日本の事業承継問題

1.1 経営承継円滑化にかかる法整備の外観

2008年に施行された経営承継円滑化法は、遺留分に関して民法の特例を設けること及び承継にかかる資金の共有の円滑化の支援措置を講ずることを目的としている。後者の支援措置は、具体的には、中小企業信用保険法の特例と株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興金融公庫法の特例による事業承継時の金融支援が挙げられている。加えて同法に基づく、事業承継に伴う経済的負担等により事業活動の継続に支障が生じていることに対する経済産業大臣の認定は、2009年の税制改革において導入された事業承継税制において、相続や贈与に伴う税負担を軽減するための非上場株式にかかる相続税・贈与税の納税猶予制度の適用条件となっている。

日本の経営承継円滑化に関する施策は、事業を承継する者を相続人に限るものではなく、従業員等が後継者になる場合も想定している。ファミリービジネスの承継者となるのは事業者の子ら直系卑属に限られるものではなく、場合によっては姻族を含めた親族を含むことに鑑みれば、相続人ではない親族に承継させる場合には後者が該当する。

1.2 相続による事業承継の問題点 – 遺留分

経営承継円滑化法で特例が設けられる対象となった遺留分とは、民法（明治29年法律第89号）²に規定する最低限度の相続の権利を一定の範囲の相続人に保障する制度である。

被相続人は自ら所有する財産について、死後に誰に何を渡すのかを遺言によって予め定めることができる。そこで、起業者が自ら定めた後継者に自らが所有する事業にかかる財産の全てを遺言によって遺すことは可能である。しかし、民法

² 本稿では、起稿時には施行されていないが、平成30年法第72号による民法改正後の条文に従って引用する。

第 1042 条 1 項は、兄弟姉妹を除く相続人、即ち、配偶者及び子またはその代襲者である孫等（直系卑属がない場合には直系尊属）は、被相続人の財産について法定相続分の 2 分の 1（直系尊属のみが相続人である場合には 3 分の 1）を遺留分として請求する権利を認めている。遺留分の減殺請求があったときに遺留分の算定の対象となる財産は、被相続人が相続開始時において有した財産の価額から債務の全額を控除した額であるが、相続開始の 1 年前に贈与した財産、遺留分権利者に損害を加えることをして贈与したときはそれ以前のものにその価額を加えることとされている（民法第 1043 条 1 項、第 1044 条 1 項）。相続人に対する贈与については、贈与した時期は相続開始の 10 年前に遡るが、婚姻もしくは養子縁組のためまたは生計の資本として受けた贈与に限って対象の財産に組み込まれることとなる（民法第 1044 条 3 項）。

そのため、起業者が後継者である 1 人の子に事業に必要な全ての財産を相続させる遺言を作成していたとしても、起業者が死亡した時点で、配偶者や後継者以外の子や孫が存命であった場合、これらの遺留分権利者が後継者に対して、遺留分にあたる金銭の支払いを請求したときには、後継者はこれに応じなければならない。後継者が生前贈与を受けていた場合には、特別受益として遺留分算定の財産差に組み込まれるだけでなく、その価額は贈与时ではなく相続開始時で評価される。後継者に十分な資力がない場合には、遺留分を支払うために相続財産を処分せざるをえなくなり、事業用の財産が分散して、結果的に事業を継続することが困難になる可能性がある。

経営承継円滑化法が特例の対象としている財産は、特例中小企業者の株式等に限定されている（以下「非上場株式等」という。）。ここで特例中小企業者とは、下表の要件を充足するもので（経営承継円滑化法第 2 条）、上場株式や店頭販売有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社が除かれている（経営承継円滑化法第 3 条 2 項）ので、中小企業の非上場株式または持分に限定されていて、株式または持分以外の財産は対象から除外されている。この点、小規模な企業では経営者の個人資産（例えば土地）が事業に用いられていることが見られるところ、経営承継円滑化法は、株式や持分以外の事業の安定的な継続のために必要となる資産の全てに対応するものではない。

中小企業者

業種	資本金	従業員数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車または航		900 人以下

空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く)		
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
旅館業		200人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下

経営承継円滑化法は、2つの方法によって、遺留分減殺請求からの影響を排除または制限する。一つは、後継者が引き継ぐ非上場株式等を遺留分の算定の基礎となる財産から除外する方法、もう一つは、その非上場株式等の評価額を固定することで、起業者から生前に事業を受け継いだ以降で起業者の存命中の後継者の経営による増益の効果を後継者に温存させるものである。

ただし、この適用を受けるためには、推定相続人と後継者の全員の書面による合意とそれに対する経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可を必要とする。そのため、推定相続人が1人でも反対すれば利用することはできない。

既存の制度でも相続開始前の遺留分の放棄が可能であり、一見、経営承継円滑化法の恩恵は限定的と見える。しかし、遺留分の放棄のためには、個々の推定相続人が個別に家庭裁判所に申立を行って許可を得る必要がある（民法第1049条）。遺留分の放棄によって利益を受けない個別の推定相続人がすすんでこのような手続をすることは期待しづらい。また、個別に審理されるために、家庭裁判所の判断が各推定相続人で異なることが避けられなかった。経営承継円滑化法は、後継者について合意がある場合に、既存の制度による後継者以外の相続人の手続負担を軽減し、申立人毎に許否の判断が異なる弊害に対処するものである。

1.3 相続による事業承継の問題点 - 法定相続

そもそも相続による事業承継において、遺言がない場合には、法定相続分により相続されるか、相続人間で遺産の分割を行うこととなる。法定相続人は、①配偶者、②被相続人の子及び代襲者（相続開始前に死亡している場合には、その直系卑属が代襲する）、③直系尊属（子がない場合）、④兄弟姉妹（子も直系尊属もいない場合）である（民法第887、889条）。これらの相続分は、①配偶者は、その他の相続人がA子の場合は2分の1、B直系尊属の場合は3分の2、C兄弟

姉妹の場合は4分の3で、子、同親等の直系尊属、兄弟姉妹が複数いる場合には、それぞれ配偶者の相続分を除く残余（配偶者がいる場合には②子は2分の1、③直系卑属は3分の1、④兄弟姉妹は4分の1）を按分する（民法第891条）。

法定相続の場合、法定相続人が、被相続人から遺贈を受け、または生前に贈与を受けていた場合には、特別受益としてこれらの遺贈及び贈与の価額が相続開始時の相続財産に加えられた全体を相続分によって分割し、遺贈または贈与の価額を控除した残額を相続することとなる（民法第903条1項）。そのため、生前に贈与を受けたことや遺言による贈与を受けたとしても、その贈与・遺贈による利益を受けることができない。

相続人が複数いる場合には、相続開始時に相続財産は相続人間で共有となる（民法第898条）。相続人間の遺産分割協議（民法第907条1項）を通じて後継者への事業用財産の承継が行われず、法定相続分による相続となった場合には、被相続人の所有していた財産が相続分により分割されて相続人間に分散または共有され、株式に関しては、後継人が重要な決議について決定するに足りる株式数を維持できなくなる弊害が生じる。後述のように相続人から株式を買取る措置を講じていたとしても、その権利を行使する場合には、会社または買受人が対価を支払う必要が生じ、支配権の維持には財政的な負担が伴う。

相続人間で遺産分割協議が整う場合でも、事業にかかる財産を後継者に集中させる分割の対価として、後継者がその他の相続人に対して応分の価額補償を求められ、結果的に、後継者が株式を保持するために経済的な負担を負うことや、補償に納得しない相続人がいれば協議がまとまらないリスクがある。

そのため、円滑な事業承継のためには、遺留分や事後的な評価額の増加を見据えて、経営者が予め定めた後継者に事業にかかる財産を生前に贈与、或いは死後に遺贈または相続させる準備を整えることが必要となる。

1.4 相続税

被相続人の遺言に対して遺留分の請求がなされずに後継者が事業を受け継ぎ、または後継者に事業財産を集中させる協議が相続人間で円満に整う場合でも、贈与・遺贈・相続に対して課される贈与税・相続税は、後継者が支払わなければならない。贈与税及び相続税の税率は以下の通りであり、事業財産を譲り受けた後継者にとって多大な負担となる。しかも、贈与税は贈与を受けた翌年3月15日、相続税は相続開始から10月以内が納付期限とされている。

平成30（2018）年度税制改革による特例措置による事業承継税制は、経営承

継円滑化法による認定を受けている非上場株式等を贈与または相続により所得した場合にかかる課税価格の全額について、特例承継計画の提出により納税が猶予され、後継者の死亡や会社の倒産等の一定の事由が生じた場合には猶予された税額の全部または一部を免除することにより、このような税負担に対処するものである。ただし、贈与税に関しては贈与時に受贈者が会社の代表権を有し、役員就任から3年以上を経過している等後継者となっている要件が課されている。また、贈与及び相続のいずれについても、経営承継円滑化法のスキーム下にあるため、対象は非上場株式等に限定され、その他の個人名義の事業用資産には及ばない。

暦年課税制度の税率早見表³

基礎控除後の課税価格	一般贈与財産用		特例贈与財産用	
	税率	控除額	税率	控除額
200 万円以下	10%	-	10%	-
300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円		
600 万円以下	30%	65 万円	20%	30 万円
1000 万円以下	40%	125 万円	30%	90 万円
1500 万円以下	45%	175 万円	40%	190 万円
3000 万円以下	50%	250 万円	45%	265 万円
4500 万円以下	55%	400 万円	50%	415 万円
4500 万円超			55%	640 万円

³ 平成 28 年以降の相続税の税率。 <https://www.nta.go.jp/m/taxanswer/4408.htm>

特例贈与財産用は、その年の1月1日時点で20歳以上のものが直系尊属から受けた贈与に使用し、一般贈与財産用は、特例贈与財産に該当しない贈与について使用する。税額は、歴年中に贈与された財産の価額から基礎控除額（110万円）を減じた額に対応する税率を除いて控除額を減じて算出される。

相続税の早見表⁴

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	—
3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円
2 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円以下	45%	2,700 万円
6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超	55%	7,200 万円

1.5 株式の支配の維持

ファミリービジネスが株式会社の形態をとる場合、その株式を所有する範囲を親族に限定することで、ファミリーによる会社の支配を維持することができる。しかし、株主を家族とした場合でも、家族の間で紛争が生じることがあり、相続等によって株主の数が増加すると株主間に意見の相違が生じる場合に收拾が取れなくなる他、親族が株式を第三者に譲渡することで家族による支配が維持できなくなる可能性が生じる。他方で、株式を起業者が全て所有する場合、上記で指摘したような相続や贈与に伴う障壁により、株式の所有権を円滑に後継者に移転することが困難となり、株式を集中させるために株式の買い取り等の手段をとろうとすると資金面での問題に遭遇する。

そのため、会社の経営を掌握するためには、重要な決議において決定する権限を有するだけの議決権を保持し、限られたメンバー以外に株式が移転することを阻止、或いは最小限に留める方法を構築することが必要となる。

日本の会社法（平成 17 年法律第 86 号）では、株式について、以下の種類株式の発行が認められており、この種類株式の仕組みを利用した株式の分散の防止や議決権の保持を図られる場合がある。

⁴相続開始が平成 27 年 1 月 1 日以後の場合の税率及び控除額。実際の相続税は、①課税対象となる遺産の総額を法定相続した場合に相続人各人が取得する金額に応じて、早見表の税率を乗じた後に控除額を減じて相続人各人の算出税額を計算し、②相続人全員の算出税額を合計して相続税の総額を計算し、③この相続税の総額に実際に取得した財産の割合を乗じて、各種の税額控除等を反映させて算出される。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4155.htm>

- ① 剰余金の配当に関する種類株式（会社法第 108 条 1 項 1 号）
- ② 残余財産の分配に関する種類株式（同 2 号）
- ③ 議決権制限種類株式（同 3 号）
- ④ 譲渡制限株式（同 4 号）
- ⑤ 取得請求権付株式（同 5 号）
- ⑥ 取得条項付株式（同 6 号）
- ⑦ 全部取得条項付種類株式（同 7 号）
- ⑧ 拒否権付き種類株式（同 8 号）
- ⑨ 取締役・監査役を選任に関する種類株式（同 9 号）

特に、日本の中小企業の多くが、全ての発行可能株式を譲渡制限株式（会社法第 107 条第 1 項 1 号、第 136～145 条）とすることで、株式の譲渡に際して会社（取締役会設置会社の場合は取締役会）の承諾を得ることを義務づけている。これにより、会社（支配株主）に不都合または敵対的な者に株式が譲渡されることを防止することができる。ただし、譲渡制限株式であっても、相続による一般承継は譲渡に該当しないため、相続による細分化や意見の相違に対抗するためには、定款の規定により相続人に対して売り渡し請求（会社法第 174 条）を可能とすることで、意に沿わない株主の発生と相続による細分化を阻止することが、一般的に採用されている。

当然、このような譲渡制限株式を発行する会社は公開会社（会社法第 2 条 5 号）ではなく、非公開会社とされる。資金需要に対して株式発行で対応する場合には、かかる譲渡制限を付すことはできないので、上場会社になるとこのような種類株式による支配権の確保を図ることは困難となる。

種類株式を採用したとしても、種類株式の発行や種類株式で定めた事項を発動する際に、株主総会による決議を必要とするので、株主総会での決議を確保するために株式の一定の割合を経営者または後継者が所有することが必須となる。一般的な意思決定は、いわゆる過半数である普通決議（会社法第 309 条 1 項。法定の要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数だが、定款の定めで定足数要件を外し、出席株主の過半数とする事例が多い。）で決せられるが、定款変更、組織再編行為等株主の地位に重大な影響のある事項、支配株主等一部の株主のみが利益を受けることになりがちな事項等、慎重な判断を要する議案や少数者の保護の必要のある議案については、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上を要件とする特別決議（同条

2項)によらなければならない⁵。会社法では、特別決議以上に厳格な要件が課されている特殊の決議を求められている事項もある⁶。

これらの点から、ファミリービジネスを維持するためには、会社の株式（議決権）の少なくとも過半数、できれば3分の2以上を確保できるようにしておくことが肝要といえる。

2. 相続・贈与

2.1 相続法

日本では相続については民法第5編に規定されている。しかし、家族関係に関する法律はその土地の慣習や宗教に深く関わり合いがあることから、一つの国でも宗教や民族毎に適用される法律が異なる複数の法律（人際法）が用意されている場合もある。中東地域では、イスラエルを除き、イスラームが主要な宗教であることから、イスラームによる相続の方法を概観し、日本語文献で確認できる幾つかの国の相続法での規定において、上記で指摘した日本の遺留分に類似する遺言の制限や相続における強行規定の存否を確認する。

⁵特別決議事項と法定されているのは、①定款変更（会社法第309条2項11号、466条）、事業譲渡等（会社法第309条2項11号、467条1項）、合併・株式交換・株式移転・会社分割（会社法第309条2項12号、783条1項、795条1項、804条1項）、資本金の額の減少（会社法第309条2項9号、447条1項）、解散・会社の継続（会社法第309条2項11号、471条3号、473条）、といった組織再編行為等の会社の基礎の変更、②一般承継人に対する株式売渡請求（会社法第309条2項3号、175条1項）、全部取得条項付種類株式の取得（会社法第309条2項3号、171条1項）、株式の併合（会社法第309条2項4号、180条2項）、といった株主の地位にかかわる事項、③譲渡制限株式の買取等（会社法第309条2項1号、140条2項、5項）、特定の株主からの自己株式取得（会社法第309条2項2号、156条1項、160条1項）、現物配当（会社法第309条2項10号、454条4項）、といった株主平等の原則の上から株主の利害にかかわる事項、④全株式譲渡制限会社における募集株式の発行（会社法第309条2項5号、199条2項、200条1項、202条3項4号、204条2項、205条2項）、新株予約権の発行（会社法第309条2項6号、238条2項、239条1項、241条3項4号、243条2項、244条3項）等に関わる重要事項、⑤累積投票により選任された取締役または監査役の解任（会社法第309条2項7号、339条1項）、役員等の責任の一部免除（会社法第309条2項8号、425条）、といった会社支配にかかわる重要事項である。

⁶譲渡制限株式に変更する場合、議決権を行使することができる株主の半数以上で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上を必要とし（会社法第309条3項）、全株式譲渡制限会社で剰余金の配当等に株主毎に異なる取扱いをする定款変更の場合、総株主の半数以上で総株主の議決権の4分の3以上を必要とする（同第309条4項）。

2.2 シャリーア

イスラームにおける相続の規定を紐解くためには、クルアーンとスンナといったシャリーアの法源とされる規定に加えて、派生的法源や各学派による解釈の異なりを踏まえるべきであろうが、概略として、以下のように捉えることができると思われる。

日本では負の財産も含めて包括承継されるのに対して、イスラームにおいて相続は、被相続人の財産から債務を清算した後の財産を相続人により分割される清算主義をとっている。

相続財産については、相続人が所定の割合を有することとなる。相続人は、ファルド分の相続人とアサブの相続人の2つのカテゴリーに分割される。ファルド分の相続人は、直系尊属（父及び母）、配偶者、同親等の直系男系卑属（息子や男孫）がない場合の直系卑属の女性（娘や男系男性卑属の娘）、兄弟姉妹が該当する。アサブの相続人とは、被相続人の男性親族であり、被相続人の直系男系卑属（息子や男孫）もここに含まれる。アサブの相続人は、ファルド分の先取りが行われた後に残る相続財産に対して権利を有するに過ぎないとされる。しかし、ファルド分の相続人の相続分は、被相続人に①子がある場合は両親に6分の1ずつ、②子がない場合は母に3分の1、③子はいない場合でも兄弟がいれば、母に6分の1とされている。このようにファルド分の相続人の相続分が限定されていることから、結果的に男性親族が相続において優位に取り扱われている。

遺言による財産の処分に関して、遺贈は相続財産から債務総額を減じた残余の遺産の限度で有効になるわけではなく、相続人の権利により制限を受けることがあるが、受遺者が相続人か否かでその有効となる範囲が異なる。受遺者が相続人ならば、贈与の効力は各相続人による追認にかかり、追認した者の相続分の合計と遺贈を取り消した者の相続分の合計の比を乗じた限度で有効となる。他方、受遺者が相続人でなければ、遺贈は、「3分の1」と呼ばれる遺言に課される制限の限度で当然に有効となる。即ち、遺贈額が相続財産から債務総額を減じた残余の遺産の価額の3分の1を超える場合、その超過分についての遺贈の効力は各相続人による追認にかかる⁷。

この遺贈に関する制限は、被相続人が「死の病」(marād al-mawt) に陥ったときに行われる贈与について適用される⁸。

「死の病」における贈与や遺言によらない一般の贈与の場合でも、父の子に対する贈与については、子が複数ある場合、その間の「アドル」(‘adl) を図らなければならないとしている。「アドル」は公正とも均衡とも訳しうるが、男女を問わず等しい額を与える

⁷ 柳橋博之「イスラーム財産法」590～591頁

⁸ 同590頁。

こと、または相続分に応じて男子には女子の2倍を与えることとされている。いずれにしても、ハンバル派以外の学派（ハナフィー派、シャフィイー派及びマーリク派）では、もし父が一部の子にのみ贈与しても、この贈与は法的には有効であるとされる⁹。

2.3 各国における相続及び遺贈の規定

上記で見たシャリーアによって相続人に遺留分類似の制度として定められた「3分の1」の制限について、イラン、エジプト、シリア及びチュニジアの現代の制定法での規定の状況は以下の通りである。いずれも遺言の範囲は3分の1の限度で認められるが、それ以上については、法定相続人の追認によるとされている点において、シャリーアを踏襲しているとみられる。また、イランを除き、シャリーアには見られない代襲相続にかかる義務的遺言の規定がある。これらから、遺言によって後継者に相続財産の3分の1または法定相続分を超えた遺贈を行ったとしても、相続人の拒絶により3分の1または法定相続分に減縮される可能性が残る。

遺言によらない相続開始前の贈与が特別受益として相続財産に組み込まれるような規定は見受けられない。贈与についての規定を確認する必要があるが、相続においては、相続財産のうち事業にかかる部分はその3分の1を超える場合に、後継者に事業全体を承継させるためには、相続開始後の推定相続人の同意というハードルを乗り越える工夫が必要となると考えられる。

2.3.1 イラン

近代のイランの民法¹⁰では、以下の規定があり、シャリーアでの「3分の1」の制限が維持されており、相続人による追認があれば、その追認を受けた限度で有効となることが維持されている。ただし、受遺者が相続人であるか否かの別はない。

他方、以下のエジプト等で見られる義務的遺言と同様の規定は見られない。

<イラン民法>

第843条

相続人の許可がなければ、遺産（tarake）の3分の1以上を遺言によって処理することはできない。もし相続人らのうちの数人が許可すれば、その者たちが有する割り当てに相当する分だけが有効である。

⁹ 同594頁

¹⁰ 齋藤純編『中東ファミリービジネスの構造と継承の課題』第3章岩崎葉子「イランのファミリービジネス：基礎的資料としての継承関連法制と研究の方向性」41頁 アジア経済研究所2018年

第 844 条

遺言の対象が特定物であり、そのものが価格を算定されてそれが遺産の 3 分の 1 を超える場合には、超過分は相続人の（遺言に対する）許可がない限り相続人の物となる。

第 910 条

被相続人に子どもがいる場合、もしそれが一人であっても、彼の孫は相続を受けない。

2.3.2 エジプト

以下に引用するエジプトの法律¹¹においては、遺言で処分が可能な限度は 3 分の 1 とされていることから、シャリーアでの「3 分の 1」の制限が維持されている。

また、被相続人の相続人たるべき子が先になくなっている場合について、代襲相続人となる直系卑属に関して、死亡した子の相続分を与える義務的遺言という制度が設けられていて、これによる遺贈の範囲も相続財産の 3 分の 1 が限度とされている。

<エジプト遺言に関する法律（1946 年法律第 71 号）>

第 37 条

相続人及びその他の者に対して（遺産の）3 分の 1 を与える遺言は、これを有効とし、相続人の許可を必要せず、これを執行する。3 分の 1 を超える部分については、これを有効とする。ただし、遺言者の死後に相続能力を有し、自己が許可する内容を知っている相続人がこれを許可したときを除き、この遺言は、これを執行しない。

債務が存在せず、相続人を有しない者が自己の財産の全部または一部を与える遺言をなしたときは、国庫の許可を必要とせずにこれを執行する。

第 76 条

被相続人がたとえ法（に定める死亡宣告に）よるものであっても、自己の生前にまたは自己と同時に死亡した子の卑属に対して、この死亡した子が被相続人の死亡時に生存していたと仮定するときに被相続人の遺産に対して相続人として有する取得分相当を遺言しなかったときは、この卑属に対しては 3 分の 1 を限度としてこの死亡した子の取得分を遺言として与えるものとする。ただし、この卑属が相続人となっておらず、被相続人がこの卑属に対して死亡した子の取得分を（遺言）以外の他の無償の処分により既に与えていないことを条件とする。（後略）

¹¹ 眞田芳憲・松村明編「イスラーム身分関係法」95～96、111 頁

2.3.3 シリア

以下に引用するシリアの身分関係法¹²では、受遺者が相続人か否かによって区別がされているが、いずれも「3分の1」の限度としている。受遺者が相続人ではない場合には、3分の1以上の遺言は基本的には認められず、受遺者が相続人の場合には、他の相続人の同意が必要とされており、法文上は相続人の中で追認する相続人の相続分にあたる割合で有効になるとのシャリーアに準じた規定とはなっていない。また、エジプトと同様に義務的遺言の規定が存在する。

<シリア・アラブ共和国身分関係法（1953年9月17日大統領令第59号、1975年12月31日法律第34号改正）>

第238条（抜粋）

- (1) 相続人以外の者を受遺者とする遺言は、債務の履行後に残った遺産の3分の1に対してこれを執行し、その執行については相続人の同意を必要としない。
- (2) 相続人に対する遺言及び遺産の3分の1を超える遺言は、これを執行することはできない。ただし、相続人が遺言者の死亡の後にこれに同意を与え、且つこの同意を与えた者が完全な行為能力を有するときは、この限りではない。
- (3) 遺言は、被相続人の遺産の中で債務に充当される部分については、これを執行することはできない。ただし、完全な行為能力を有する債権者の同意があるとき、または債務が消滅したときは、この限りではない。
- (4) 負担すべき債務がなく、かつ相続人を有しない者が為した遺言は、何人の同意を必要とすることなく、遺言者の全遺産に対してこれを執行することができる。

第240条

遺言が受遺者に対する物の売却または対価による許可（賃貸）を為すものである場合において、右売却または対価による許可に著しい詐欺行為が存在し、且つこれにより右価値が遺産の3分の1を超えるときは、右売却または対価による許可の執行は、受遺者が増加分の支払いを認めない限り、相続人の許可を条件とする。

第241条

遺言が特定額の金銭または特定物を与え、かつ遺産に債権または未形成財産が付帯している場合において、遺言の目的物が有形（現にある）遺産の3分の1か

¹² 同 235～236、242～243 頁

ら引き出すことができる場合は、受遺者は、右目的物に権利を有する。右目的物が有形（現にある）遺産の3分の1から引き出すことができないときは、受遺者は、有形遺産の3分の1に対して権利を有し、残余は、相続人に帰属する。受遺者は、自己の取得分が完全に履行されるまで、未形成資産が有形化する度に右資産の3分の1に対して権利を有する。

第257条

- (1) 被相続人に自己より先に死亡し、または同時に死亡した息子がおり、この死亡した息子に子が存在するときは、被相続人のこの孫は、被相続人の遺産の3分の1に対して以下に定める配分率及び条件に従って、義務的遺言を得るものとする。（中略）
- (2) 本条に定める義務的遺言は、被相続人の遺産の3分の1から支払いが為されるときは、被相続人の任意の遺言（wasīyah 'khtiyāriyah）に優先する。

2.3.4 チュニジア

チュニジアの身分関係法¹³でも、遺言が可能とされるのはシャリーアの「3分の1」と同様である。法定相続人に対する遺言については、その相続財産に対する割合にかかわらず他の相続人の同意を必要とする点において、シャリーアでの規定に近似している。法文上、他の全ての相続人による同意が必要かは明らかではないが、この規定はハナフィー派によるもので、同意をした相続人の相続分の割合において有効となると解釈されている¹⁴。なお、代襲者保護の義務的遺言については、エジプト及びシリアと同様である。

<チュニジア共和国身分関係法（1956年8月13日付勅令。遺言にかかる第11編は、1959年法律第77号による追加）>

第179条

法定相続人に対する遺言は、これを為してはならない。相続財産の3分の1を超える遺言も、これを為してはならない。ただし、法定相続人に対する遺言または相続財産の3分の1を超える遺言は、（他の）相続人が遺言者の死後にこれに同意したときは、これを執行する。

第180条

被相続人が、生存中に、相続財産を全ての相続人または一部の相続人に対して、対象となる相続人の相続分に相当するものを遺言したときは、この遺言は、

¹³ 同 331～334 頁

¹⁴ 768～769 頁

これを有効とし、被相続人の死亡後に執行する。

右の遺言による特定が当該相続人の相続分を超えるときは、超過分に関しては、遺言の規定に従う。

第 183 条

2人以上の者に対して為された遺言が相続財産の3分の1を超えるときは、これを3分の1以下に引き下げるものとする。右の遺贈の配分は、(遺言間の)優先性及び均等性に関する遺言者の意思を尊重し、これを為す。

第 187 条

相続人以外の者を受遺者とする遺言は、相続財産の3分の1を超えない限り、相続人の同意を必要とせず、これを執行する。

第 191 条

子は、自己の祖父母が死亡したときと同時にまたはそれ以前に自己の父または母と死別したときは、男女の如何を問わず、自己の父または母が(祖父母の死亡のときに生存していたときに)受け取ったであろう相続分に等しい遺贈を祖父母から取得するものとする。ただし、この相続分は、3分の1を超えてはならない。

以下に掲げるときは、右の子は、義務的遺言の権利を有しない。

- (1) 自己が祖父母を相続するとき
- (2) 自己が祖父母からの遺贈を受け、または祖父母の生前にこの祖父母から自己に対する義務的遺言に相当する贈与を受けているとき。

右の者に対する遺言が義務的遺言より少ないときは、これを補填し、超過しているときは、超過分はこれを任意の遺言とみなし、遺言に関する規定に従う。

義務的遺言は、任意の遺言に優先する。任意の遺言に関しては、この遺言が複数であるときは、優先順位が存在せず、競合するときは、按分比例によりこれを配分する。

3. アラブ首長国連邦会社法での経営と所有

アラブ首長国連邦の商業会社法(連邦2015年法律第2号。以下「UAE会社法」という。)は、連邦政府による会社にかかる規律を定めたものである。会社の種類は①合名会社(Joint Liability Company)、②合資会社(Simple Commandite Company)、③有限責任会社(Limited Liability Company)、④公開株式会社(Public Joint Stock Company)及び⑤非公開株式会社(Private Joint Stock Company)の5つに分けられている。このうち、ファミリービジネスの会社は非公開株式会社の形態をとることが多いという。

非公開株式会社の株主は、2名以上200名以下に制限されていて、株式は株式市場に上

場されていない (UAE 会社法第 255 条 1 項)。しかし、相続による場合、この株主の人数制限は考慮されない (同 2 項 b 号) とされており、株式が相続によって多数の相続人間で分散所有されることが許容されている。このことは、相続人間の意見の相違によって後継者による会社運営が困難をきたす可能性があると思われる。

UAE 会社法第 264 条は、非公開株式会社の株式譲渡の制限について規定するが、これは、会社の設立登記から最初の計算書類の公開がされるまでの 6 月以上 2 年未満の一定期間、設立時株主から第三者への譲渡を制限するものである。この間も株主間の売買や相続や破産手続開始による第三者への譲渡は許容されており、会社が好ましくない第三者への株式移転を制限するためには機能しない。

このような一部の規定を除いて、非公開会社には公開株式会社の規定が準用される (UAE 会社法第 265 条)。公開株式会社に関する規定を概観する限り、アラブ首長国連邦の国民が会社の資本の 51% 以上を支配することとされ (UAE 会社法第 10 条 1 項)、この割合に影響を及ぼす株式の譲渡や処分は無効とされる (UAE 会社法第 10 条 3 項、第 209 条) 国民保護の明文規定はあるが、それ以外の譲渡制限はない。公開株式会社では、会社は異なる種類の株式を発行することはできず (UAE 会社法第 206 条 1 項)、非公開株式会社について種類株式の発行を許容する規定はないので、これは非公開株式会社についても準用される。しかし、公開株式会社を監督する証券コモディティ庁 (The Securities & Commodities Authority) (非公開株式会社の場合の所管官庁は経済省 (Ministry of Economy)) は種類株式の種類、その発行条件、種類株式にかかる権利義務、並びにそれを規制する規則と手続を定める決定をすることができるとされており (同 2 項)、UAE において種類株式が認められているかについては、証券コモディティ庁及び経済省の決定を確認する必要がある。

また、非公開株式会社では、会社の定款 (Articles of Association) に反した株式の処分 (譲渡) を株主名簿に記載することを拒絶することができ、その結果そのような処分は会社及び第三者に対抗することができない (UAE 会社法第 212 条 2 項 b 号)。この規定からは、ファミリービジネスの承継のために、会社定款の規定による譲渡制限を行うことが可能と考えられる。定款による譲渡制限規定の有無、有る場合はどのような制限の方法をしているのかについては、確認する必要がある。

おわりに

日本の経営承継円滑化法を参考とした事業承継における障害事項とその回避の方法について、中東諸国の一部の相続及び会社法の規定を比較した結果、相続については、日本の遺留分類の相続人を保護する規定があり、事業にかかる財産が相続財産の 3 分の 1 または後継者である相続人の相続分を超える場合にどのような措置をとりうるのかを更に考

察する必要が明らかとなった。相続税についてはそれを導入しない国もあるが、本稿では検討対象にあげなかった贈与税や相続税に関しての状況も確認する必要がある。

他方、会社の組織や構成による支配の確立に関して、非公開会社とすることにより自由な株式の取引がされないことが可能である一方、それ以上に種類株式を活用する等の株式の相続人間での分散を阻止する方法については、UAE 会社法上の明文規定は確認できなかった。非公開会社の場合、会社定款によってある程度自由に設計できるものと思われるが、施行規則等で規制がないかを確認する必要がある。

本稿では触れなかったが、日本では、経営承継円滑化法で対処された障害事項や会社の組織や株式の設定による他に信託を活用した事業承継が図られることもある。信託類似の制度としてイスラームにおけるワクフが挙げられ、ワクフは、シャリーアによる相続の制限を回避する方法として活用されていたという。現代中東諸国において新規のワクフが認められているかも含め、信託やその他の独自の承継手段が法制度上存在しているのかの検証は、今後の課題とされる。

参考文献

<日本語文献>

- ブラン,F. P.・小林公・宮澤愛子・松崎和子訳 2015 「イスラーム家族法入門」木鐸社
眞田芳憲・松村明編著 2010 「イスラーム身分関係法」日本比較法研究所研究叢書 50
中央大学出版部
柳橋博之 2012「イスラーム財産法」東京大学出版会
日本弁護士連合会・日弁連中小企業法律支援センター編 2018「事業承継法務の全て」金融財政事業研究会

<アラビア語文献>

Al-jumhuriyah at-tunisiyah, wizarat at-‘adl wa ḥquq a-ynsān, markaz ad-drāsāt aq-qānuniyah wa aq-qiḍāiyyah, “majallat al-aḥwāl ash-shakhṣiyyah”